

30 神医第 1187 号  
平成 30 年 12 月 3 日

郡市医師会長 殿

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

平成 30 年度日医かかりつけ医機能研修制度  
修了証書の申請手続きについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、一昨年度本会にて開催いたしました「日医かかりつけ医機能研修制度 説明会」(H29 年 1 月 25 日)の際に、ご案内させていただきましたが、日医かかりつけ医機能研修制度 修了証書の申請手続きにつきましては、会員については、所属郡市医師会にて申請を受付・お取りまとめていただき、本会あて申請していただくこととなっております。(非会員については、昨年度同様本会にて直接受付をいたします。)

つきましては、今年度の申請につきまして、別添資料の「日医かかりつけ医機能研修制度に関する資料」を参考に、貴会において任意の受付期間を設定していただき、日医生涯教育認定証(コピー)、別添 1～3 のあわせて 4 点の書類(資料 5-6 ページ参照)を下記受付期間内に、本会あてご提出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、不明点がございましたら、県医師会地域医療企画課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

本会受付期間：平成 31 年 2 月 14 日(木)～3 月 15 日(金)

お問い合わせ先  
神奈川県医師会  
地域医療企画課 担当：小林  
横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail y-kobayashi@kanagawa.med.or.jp

(生 83) (保 230) (介 158)

平成 30 年 11 月 16 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕



日本医師会常任理事

江 澤 和 彦



「日医かかりつけ医機能研修制度」修了申請の受付に関する  
ご協力のお願について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日医かかりつけ医機能研修制度を実施していただいている都道府県医師会におかれましては、本研修制度に規定するすべての要件を満たした医師の修了申請を、原則として 12 月～1 月の間に受け付けていただくようお願いを申し上げているところです。

今般、今年度の修了申請が開始されるにあたりまして、改めてご協力をお願いを申し上げる次第です。

なお、今年度実施していただく修了申請の対象となる各研修の対象期間や、主な改正点については下記のとおりです。

また、平成 29 年 11 月 15 日付 (介 104) 事務連絡において、「修了申請に係る事務の流れ」の資料をお示しいたしましたが、当該資料につきまして今年度用に改正いたしましたので併せてお送り致します。

なお、全国医師会研修管理システム (以下、システム) の利用により受講管理を行っていただいている都道府県医師会におかれましては、修了申請の受付を行うにあたり、システムへの受講者情報の入力に不備がないか等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

改めまして、制度の円滑な実施に向け、引き続きご協力賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。



**【主な改正点】**

1. 修了証書または認定証に日本医師会長名を連名で追記することが可能

平成 31 年度の証書発行分（平成 30 年度中の修了申請受付分）より、都道府県医師会のご判断によって、都道府県医師会長名に加え、日本医師会長名を連名で記載した「修了証書」または「認定証」を発行していただくことが可能となりました。なお、日本医師会長名を連名で記載することを選択された都道府県医師会におかれましては、日本医師会介護保険課（kaigo@po.med.or.jp）までご連絡ください。

2. 応用研修の「関連する他の研修会」に新規項目を追加

平成 30 年度に実施していただく修了申請より、「関連する他の研修会」の項目に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了、「日本医学会総会」への出席を追加いたしました。これに伴い、「応用研修受講報告書」の雛形を一部変更いたしましたので添付いたします。

**【平成 30 年度に実施していただく修了申請に係る各研修の対象期間】**

1. 基本研修（日医生涯教育認定証の対象期間）

平成 28 年 12 月 1 日～平成 30 年 12 月 1 日の間に発行されたもの。

2. 応用研修

平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の間に受講したもの。

3. 実地研修

平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の間に実施したもの。

以上

(添付資料)

- ・日医かかりつけ医機能研修制度「修了申請」に係る事務の流れについて（都道府県医師会用）  
（平成 30 年 11 月）
- ・日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修 受講報告書

日医かかりつけ医機能研修制度  
「修了申請」に係る事務の流れについて

(都道府県医師会用)

平成 30 年 11 月

## 都道府県医師会事務の全体概要

※平成 30 年度に修了申請の受付を行う場合の流れ（例）

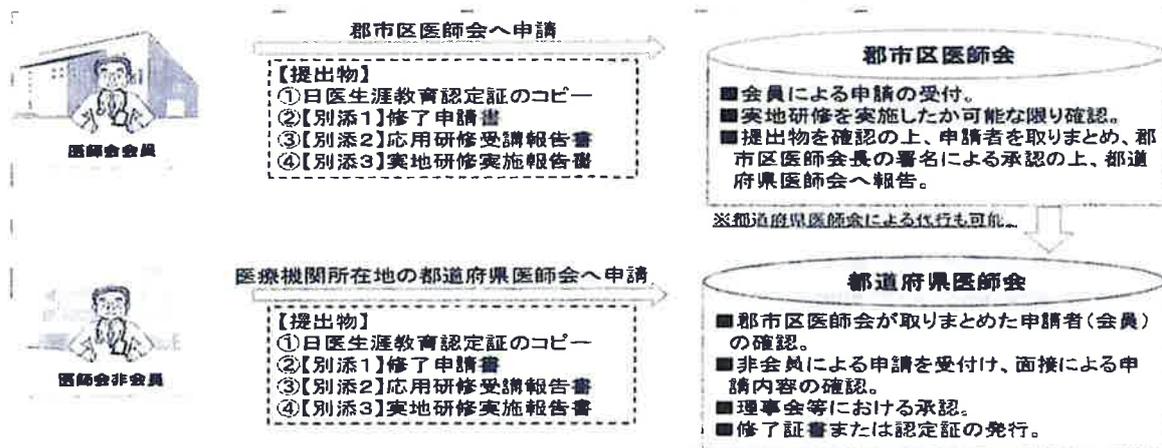
2018 年 11 月	1. 修了申請の受付方法や受付期間、諸費用の決定 2. 郡市区医師会および会員への周知
12 月	3. 修了申請の受付および申請内容の確認 4. 「修了証書」または「認定証」の印刷
2019 年 1 月	
2 月	
3 月	
4 月	5. 「修了証書」または「認定証」の送付
5 月	
6 月	

※今年度追記した主な箇所は赤字で記載しております。

## 1. 修了申請の受付方法や受付期間、諸費用の決定

### 【受付方法】

○受付方法としては、下図のとおり流れをお示ししているところです。



○ただし、都道府県医師会のご判断により、例えば医師会会員からの申請を都道府県医師会において直接受け付けていただくことなど、受付方法については柔軟にお取り扱いいただくことも可能です。その他にも、例えば下記のような取り扱いとすることなども考えられます。

- 提出物①「日医生涯教育認定証のコピー」については、都道府県医師会において発行されている事実が確認できることから、申請者からの提出は省略する。
- 提出物②～④の各書式の共通項目を省略するなどの編集を行い、都道府県医師会独自の申請書を作成する。
- 「関連する他の研修会」として規定している「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」については、申請者が複数の受講証明書等を都道府県医師会に提出する場合に集計が困難になることから、都道府県医師会において当該研修の受講証明書を添付することができる用紙を作成し、郡市区医師会や申請者に配付する。
- 医師会会員からの申請を都道府県医師会で直接受け付けるため、当該医師が実地研修を実施したかどうかの確認は都道府県医師会で行い、提出物④【別添3】実地研修実施報告書にある郡市区医師会会長の署名欄に都道府県医師会会長が代行して署名（公印等の押印を含む。以下、署名等）を行う。

等

○なお、提出物②～④の様式例については、「日医ホームページ\_\_日医かかりつけ医機能研修制度\_\_都道府県医師会専用ページ <http://www.med.or.jp/doctor/kakari/>」（以下、日医内専用サイト）に word 版を掲載しておりますのでご活用ください。

### 【受付期間】

○修了申請の受付期間は、基本研修の修了要件である日医生涯教育認定証の発行日が毎年 12 月 1 日であることや、修了申請受付後の都道府県医師会における事務作業等を考え、原則として毎年 12 月～1 月としております。

○こうしたことから、修了申請の受付期間を 12 月より前に設定することはできませんが、都道府県医師会のご判断により、修了申請の受付を 1 月より開始することや、2 月以降も修了申請を受け付けていただくことは可能です。ただし修了申請の受付の締め切りは年度内としていただきたくお願いいたします。

### 【諸費用】

○「都道府県医師会事務手数料」については、「医師会会員は無料、医師会非会員は都道府県医師会において定める。」としておりますので、医師会非会員にかかる事務手数料の額をお決めください。

○また、都道府県医師会において、事務手数料以外にその他必要と考えられる諸費用の徴収が必要と判断される場合については、当該諸費用の額をお決めください。諸費用としては、応用研修の受講料や、修了申請に係る申請料などが考えられます。

○これらの費用の徴収方法については、医師会会員が修了申請を行う際に、郡市区医師会が都道府県医師会の代理として費用を徴収することなども考えられることから、費用の徴収方法も併せて都道府県医師会において定めていただきますようお願いいたします。

## 2. 郡市区医師会および会員への周知

○郡市区医師会および会員へ周知していただきたい内容は下記のとおりです。この他にも、必要に応じて適宜情報を追加していただければ幸いです。

※平成 30 年度に実施していただく修了申請より、「関連する他の研修会」の項目に「「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了」、「「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了」、「「日本医学会総会」への出席」が追加されておりますのでご注意ください。ただし、「「日本医学会総会」への出席」につきましては、直近に開催された第 29 回日本医学会総会は 2015 年 4 月（基準日の 3 年以上前）に開催されており、次回開催される第 30 回日本医学会総会は 2019 年 4 月に開催されるため、平成 30 年度に実施していただく修了申請では実質的には単位の対象とはなりません。

### ①本研修制度の修了要件

#### 【基本研修】

日医生涯教育認定証を取得する。

#### 【応用研修】

修了申請時（基準日：12 月 31 日）の前 3 年間に於いて下記講義の受講により 10 単位以上を取得する。単位数は下記 1～11 の各講義につき、それぞれ最大 2 回までのカウントを認める。なお、下記 1～6 については、それぞれ 1 つ以上の講義を受講することを必須とする。

（例：「1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」では、この 3 講義のうちいずれか 1 つ以上の講義を受講する必要がある。）

#### 応用研修会

1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」
  2. 「健康増進・予防医学」「生活習慣病」「認知症」
  3. 「フレイル予防、高齢者総合的機能評価（CGA）・老年症候群」
  4. 「かかりつけ医の栄養管理」「かかりつけ医のリハビリテーション」「かかりつけ医の摂食嚥下障害」
  5. 「かかりつけ医の在宅医療・緩和医療」
  6. 「症例検討」
- 全 12 講義 各 1 単位

#### 関連する他の研修会

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会（日医主催）」※の受講（2 単位）  
※都道府県医師会、郡市区医師会が主催する同内容の研修会を含む。
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1 単位）
9. 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了（1 単位）
10. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了（1 単位）
11. 「日本医学会総会」への出席（2 単位）

#### 【実地研修】

修了申請時（基準日：12 月 31 日）の前 3 年間に於いて下記項目より 2 つ以上実施する。  
1 項目実施につき 5 単位とし、10 単位以上を取得する。

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施

8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務

※「その他」として、例えば、障害者認定に関する審査会への参加や医師意見書の記載などが考えられるが、どのような活動が「その他」として認められるかについては、実施主体である都道府県医師会が各地域の特性等も考慮し判断する。

- ②修了申請に必要な申請書等の入手方法
- ③修了申請の受付方法
- ④修了申請の受付期間
- ⑤修了申請に必要な諸費用
- ⑥修了者に対して交付する証書の種別 ※決定している場合

### 3. 修了申請の受付および申請内容の確認

#### **【医師会会員からの申請を郡市区医師会で受け付ける場合】**

○提出された申請書類について、下記の点のご確認をお願いいたします。

- ①申請書類に不足がないか。
- ②応用研修の取得単位が10単位以上であるか。
- ③応用研修の必須講義を受講しているか。
- ④実地研修の取得単位が10単位以上（規定の活動を2つ以上実施）であるか。
- ⑤実地研修を実施したことを証明できる書類が2つ以上提出されているか。

○なお、実地研修を実施したことを証明できる書類が2つ以上提出されていない場合、当該医師が実地研修を実施したかどうか、可能な限りご確認をお願いいたします。確認方法としては、規定の活動に関わる機関（行政など）に問い合わせる方法などが考えられます。

○実地研修を実施したことが確認できた場合、「実地研修実施報告書」に郡市区医師会長のご署名等による承認をお願いいたします。（実地研修を実施したことを証明できる書類の提出により、実施が確認できた場合も同様にご署名等をお願いいたします。）

○最終的に、すべての申請書類を取りまとめ、都道府県医師会へご送付ください。

#### **【医師会会員からの申請を都道府県医師会で受け付ける場合】**

○【医師会会員からの申請を郡市区医師会で受け付ける場合】と同様に、上記の確認作業等を行っていただきたくお願いいたします。なお、「実地研修実施報告書」に郡市区医師会長のご署名等をいただかない場合、都道府県医師会長のご署名等によって承認をお願いいたします。

○申請者が医師会非会員の場合については、都道府県医師会担当理事等による面接によって当該医師の申請内容をご確認ください。

○また、本研修制度に関する管理を「全国医師会研修管理システム」（以下、システム）で行っている場合は、申請内容を当該システムにご入力ください。

※「全国医師会研修管理システム」の使用方法につきましては、日医内専用サイトに当該システムのマニュアルを掲載しておりますのでご参照ください。

※「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」については、申請者が複数の受講証明書等を提出し、それらを合算して当該研修会の受講を証明するケースがあります。このケースについてシステムに入力される場合、申請者が提出した受講証明書に記載されている直近の日付（最後に研修会を受講した日）を入力してください。

応用研修受講報告入力 X

研修会の受講日を入力してください。  
同一講習は2回まで単位の集計対象とします。

7/17

応用研修・科目名	単位数	受講日1	受講日2	受講日3	受講日4	受講日5	受講日6
1-01 かかりつけ医の属性							
1-02 質・医療安全							
1-03 受診対応							
2-01 診療報酬・診療管理							
2-02 生活習慣病							
2-03 認知症							
3-1 ストレス管理、医師をはじめとする医療従事者のメンタルヘルス							
4-01 かかりつけ医の業務管理							
4-02 リハビリテーション							
4-03 高齢者介護							
5-1 かかりつけ医の在宅診療 認知症							
6-1 受診対応							
7-1 地域包括診療報酬・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(多岐)							
8-1 かかりつけ医診療支援の向上等							
9-1 かかりつけ医診療支援の向上等(研修)							
10-1 かかりつけ医等診療支援の向上等(研修)の修了							
11-1 「日本医学会協会」への出席							
単位数合計							

ここに研修会受講最終日を記入

入力OK 閉じる

#### 4. 「修了証書」または「認定証」の発行

○都道府県医師会として、本研修制度の修了者に対し、「修了証書」または「認定証」のどちらを交付するかをお決めいただき、都道府県医師会長名で証書を発行していただきたくお願いいたします。また、平成31年度の証書発行分（平成30年度中の修了申請受付分）より、都道府県医師会のご判断によって、都道府県医師会長名に加え、日本医師会長名を連名で記載した「修了証書」または「認定証」を発行していただくことが可能となりましたのでご案内申し上げます。なお、日本医師会長名を連名で記載することを選択された都道府県医師会におかれましては、日本医師会介護保険課（kaigo@po.med.or.jp）までご連絡ください。

※都道府県医師会において、修了者の希望に応じて「修了証書」と「認定証」をそれぞれ交付することはできません。

○「修了証書」と「認定証」では、証書に記載される文言が異なります。記載される文言は下記のとおりとしておりますので、証書選択の際のご参考となれば幸いです。

「修了証書」と「認定証」の様式は、日医内専用サイトに word 版を掲載いたしますのでご活用ください。

##### 【修了証書】

「あなたは「日医かかりつけ医機能研修制度」に定める要件を修了したことを証します」

##### 【認定証】

「あなたは「日医かかりつけ医機能研修制度」に定める要件を修了し、〇〇県医師会認定かかりつけ医であることを証します」

##### 【修了証書 様式 (案)】



##### 【認定証 様式 (案)】



○上記破線枠囲いに示した証書の文言については、認定証の都道府県名以外、編集せずにそのままご使用ください。また、平成30年度に修了申請を受け付ける場合、交付日は「平成31年4月1日」、有効期間は「平成34年3月31日」となります。この他に、例えば交付番号を記載していただく等の情報の追加は可能です。証書の形式（横書き・縦書き）や、外枠の様態等については都道府県医師会においてお決めください。

※元号が変更された際には本会より改めて証書の取扱いに関してご連絡を申し上げます。

○本研修制度に関する管理をシステムで行っている場合、証書の交付対象者の氏名等の情報をCSV形式で出力する機能が備わっておりますので、ご活用ください。

○交付する証書がお決まりになりましたら、日医内専用サイトに掲載した「制度実施連絡票」に必要事項をご記入の上、日医宛てにお送りいただきたくお願いいたします。

※既にお送りいただいている都道府県医師会については不要です。

○なお、証書の有効期間はいずれも3年ですが、都道府県医師会において、例えば、平成29年度は修了証書を交付していたが平成30年度からは認定証に変更するといった場合、初めに交付した修了証書の有効期間が残っている間は、修了証書を認定証とみなしてお取り扱いください（逆も同様です）。なお、残りの有効期間（上記例の場合は2年）を記載した認定証を改めて発行するかどうかは、都道府県医師会のご判断となります。

## 5. 「修了証書」または「認定証」の送付

○証書の発行が済み次第、修了者に対し証書の送付をお願いいたします。

○なお、証書の交付日は4月1日付けでお願いしておりますが、実際に修了者への送付が完了するまでには時間がかかることも考えられるため、平成30年4月27日付「日医かかりつけ医機能研修制度に係るQ&A (Ver. 4)」のQ5-1には、「証書の発行に時間を要するため、証書がお手元に届くまでに数ヶ月かかることも考えられます。ご了承いただきたくお願い致します。」と記載しております。

○また、修了者の氏名や医療機関等の情報については、「修了者リスト」または「認定者リスト」として、都道府県医師会等のホームページに掲載していただくことにより、地域住民の方も情報の閲覧が可能となると考えております。ただし、医療に関してホームページに掲載すべきでない事項もあることから、「修了者リスト」または「認定者リスト」を、都道府県医師会等のホームページに掲載していただく場合については、都道府県行政に掲載する事項や記載する文言についてお問い合わせください。

## 日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修 受講報告書

1. 氏名	(フリガナ)
2. 生年月日	T S H 年 月 日生
3. 医師資格証による受講歴	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

- 応用研修として本研修制度修了申請時の前3年間に於いて下記項目より10単位を取得する。  
 単位数については1～11の各項目につき最大2回までのカウントを認める。  
 また、下記1～6についてはそれぞれ1つ以上の科目を受講することを必須とする。

### 受講証明書コピー等貼り付け欄

※各書類が確認できるよう貼り付けてください。サイズが大きい等の理由により貼り付けができない場合は、【別添2】(本用紙)にホッチキス止めする等の方法で添付してください。

#### 【応用研修会】

1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」
2. 「健康増進・予防医学」「生活習慣病」「認知症」
3. 「フレイル予防、高齢者総合的機能評価 (CGA)・老年症候群」
4. 「かかりつけ医の栄養管理」「かかりつけ医のリハビリテーション」「かかりつけ医の摂食嚥下障害」
5. 「かかりつけ医の在宅医療・緩和医療」
6. 「症例検討」 (全12講義 各1単位)

### 受講証明書コピー等貼り付け欄

※各書類が確認できるよう貼り付けてください。サイズが大きい等の理由により貼り付けができない場合は、【別添2】(本用紙)にホッチキス止めする等の方法で添付してください。

#### 【関連する他の研修会】

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(日医主催)」※の受講(2単位)  
 ※都道府県医師会、市区医師会が主催する同内容の研修会を含む。
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了(1単位)
9. 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了(1単位)
10. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了(1単位)
11. 「日本医学会総会」への出席(2単位)





## 日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修 実施報告書

1. 氏 名	(フリガナ)
2. 生年月日	T    S    H            年        月            日生

■実地研修として本研修制度修了申請時の前3年間において下記項目より2つ以上実施していること。1項目実施につき5単位とし、10単位を取得する。

項 目	実施の有無 (○を記載)、または具体的内容を記載してください。
1. 学校医・園医、警察業務への協力医	
2. 健康スポーツ医活動	
3. 感染症定点観測への協力	
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施	
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力	
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施	
7. 訪問診療の実施	
8. 家族等のレスパイトケアの実施	
9. 主治医意見書の記載	
10. 介護認定審査会への参加	
11. 退院カンファレンスへの参加	
12. 地域ケア会議への参加（会議名は地域により異なる）	
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員	
14. 看護学校等での講義・講演	
15. 市民を対象とした講座等での講演	
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務	

※ その他、「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」として実施している活動があれば下記に記載してください。

17.
18.
19.

**【郡市区医師会記入欄】（申請者が医師会会員の場合のみ）**

申請者は「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」として、上記記載の活動を規定の期間内に実施していることを認めます。

医師会名

会長名

---

（※ 非会員の場合は、可能な限り資料の写しを添付してください。）

受講証明書コピー  
等貼り付け欄

※各書類が確認できるよう貼り付けてください。サイズが大きい等の理由により貼り付けができない場合は、【別添3】（本用紙）にホッチキス止めする等の方法で添付してください。